

## 各診療科で申請可能な障害分野

診療科名	担 当 障 害 分 野												
	視	聴	平	音	そ	肢	心	じ	呼	ぼ	小	免	肝
眼科	○												
小児眼科	○												
耳鼻咽喉科		○注②	○	○	○								
小児耳鼻咽喉科		○注②	○	○	○								
気管食道・耳鼻咽喉科		○注②	○	○	○								
脳神経外科	△注①	△注①②	○	○		○							
神経内科	△注①	△注①②	○	○	○	○				○			
リハビリテーション科			○	○	○	○	○		○				
内科				○		○	○	○	○	○	○	※注③	○
形成外科				○	○	○							
気管食道内科				○	○				○				
気管食道外科				○	○				○				
整形外科						○							
外科						○	○	○	○	○	○	※注③	○
小児科						○	○	○	○	○	○	※注③	○
小児外科						○	○	○	○	○	○		○
リウマチ科						○							
循環器内科							○	○					
心臓内科							○						
心臓血管外科							○						
心臓外科							○						
胸部外科							○		○				
泌尿器科								○		○			
小児泌尿器科								○		○			
腎臓内科								○					
人工透析内科								○					
移植外科								○					○
呼吸器内科									○			※注③	
呼吸器外科									○				
消化器内科										○	○		○
消化器外科										○	○		○
産婦人科（婦人科）										○		※注③	
胃腸内科											○		
腹部外科											○		○
血液内科												※注③	
感染症内科												※注③	
肝臓内科													○
肝臓外科													○

(注) については、裏面を確認してください。

## 注意事項

- ① △の表示の脳神経外科、神経内科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者もしくは聴力喪失者の診療に限り、診断書の記載ができます。
- ② 聴覚障害については、原則として耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医を指定することとしています。なお、地域の実情等により専門医でない耳鼻咽喉科の医師又は耳鼻咽喉科以外の医師を指定する場合、当該指定医は、聴力測定検査技術等に関する講習会を受講するなどして専門性の向上に努めることとしています。(平成27年4月1日から適応)
- ③ ※については、エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。
- ④ 診療科名は、医療法施行令第3の2に規定されている診療科としています。  
ただし、平成20年3月31日以前から標榜していた呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、気管食道科等については、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き標榜することが認められていることに留意してください。

担当障害分野の表示は、次のとおりです。

視	視覚障害
聴	聴覚障害
平	平衡機能障害
音	音声・言語機能障害
そ	そしゃく機能障害
肢	肢体不自由
心	心臓機能障害
じ	じん臓機能障害
呼	呼吸器機能障害
ぼ	ぼうこう又は直腸機能障害
小	小腸機能障害
免	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
肝	肝臓機能障害

## 【参考】福岡県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会における審査基準

指定医師の指定申請がなされた場合における、審査基準は次のとおりとする。

- 1 医籍登録後5年以上経過していること。
- 2 指定を受けようとする障害分野に関係のある診療科において、実務3年以上の経験を有すること。(但し、研修医であった期間は含まない。)
- 3 原則として一医師一医療機関一診療科の指定とする。(担当しようとする障害分野は、複数可。なお、担当しようとする障害分野に関係のある診療科名は「別添資料」のとおり。)
- 4 指定に当たっては、地域の必要性を勘案すること。
- 5 医師の専門以外の障害分野の指定を希望する場合、担当しようとする障害分野における診療経験について具体的に聴取し、指定の際に考慮するものとする。また、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害についてはエイズ拠点病院での診療従事経験があるか、研修を受けていること。
- 6 聴覚障害について、原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医(以下専門医)を指定すること。なお、地域の実情等により専門医ではない耳鼻咽喉科の医師又は耳鼻咽喉科以外の医師を指定する場合は、聴力測定技術などに関する講習会の受講を推奨する。